

医療法人制度を巡る 最近の規制改革の指摘①

◇「医療先進国ニッポン」を目指して — 医療改革のビジョンと医療サービス提供体制の改革 — (2004年4月 社団法人 経済同友会) 〈参考5〉

▽改革のプロセス

プロセスⅠ

- 施設の充実や高度医療機器の導入などのための医療法人への出資を促進するとともに、迅速な経営意思決定を可能とする環境を整えるため、医療法人の社員総会における出資持分に 応じた議決権の行使を可能とする。(医療法第68条の改正)
- 非営利の原則・条件を明確化した上で、これを満たした医療法人に対しては、学校法人等と同様の税制優遇を認める。

プロセスⅡ

- 非営利の原則・条件を満たさない「出資持分のある医療法人」については、出資持分に対する配当を認める。
 - 合わせて、複雑化した現行の医療法人制度を整理・再編する。
- (注：現在、医療法では、「出資持分のある医療法人社団」、「出資持分のない医療法人社団」、「医療法人財団」、「特別医療法人」という4種類が定められている。この他に租税特別措置法による「特定医療法人」もある。)

プロセスⅢ

- 営利法人による医療機関設置を解禁する。

医療法人制度を巡る 最近の規制改革の指摘②

◇中間とりまとめ

—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」—

(平成16年8月規制改革・民間開放推進会議) 〈参考6〉

○医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

- ・出資者たる株式会社に社員としての地位を付与し、社員総会における議決権取得を容認
- ・医療法人による他の医療法人への出資を容認
- ・出資額に応じた社員総会での議決権を容認

医療法人制度改革の主な論点(案)

※平成15年3月「これからの医業経営の在り方に関する検討会」を踏まえたもの。

◇非営利性の徹底

- 特定医療法人及び特別医療法人の抜本的改革による、住民にとって望ましい医療を担う新たな持分のない医療法人制度の検討
- 剰余金の使途の明確化の検討

◇公益性の確立

- 住民にとって望ましい医療の内容を医療計画に位置付けることを検討
- この医療を新たな持分のない医療法人が積極的に担うことを検討

◇効率性の向上

- 公益性の高い医療を担う新たな持分のない医療法人の経営管理体制の検討

◇透明性の確保

- 医療法人会計基準の検討
- 医業経営の情報公開、広告等の検討
- 住民参加の方策の検討

◇安定した医業経営の実現

- 住民等による資金面の支援の検討
- 地域の医療機能に応じた幅広い連携による安定経営の検討

「医業経営の非営利性等に関する検討会」において、医療法改正を視野に入れて、具体的検討を行う予定

医療法人制度改革について

～ 医療法人に求められる将来像の提示とそれに沿った制度改革の実現 ～

医療提供体制の有力な担い手としての医療法人を伸ばす立場

- 医療法人制度が発足して50年以上経過し、次のような問題点が顕在。
- I. 非営利性の考え方が不明確となっているおそれ
- II. 救急医療やへき地医療など住民が望む公益性の高い医療とミスマッチになっているおそれ
- III. 経営のチェック機能が有効に働いていないおそれ
- IV. 経営の透明性が確保されていないおそれ
- V. 医業が安定的に提供されていないおそれ

医療法人の規制改革を求める立場

- 株式会社のもつメリットを医療機関経営に活かせるよう要請。
- I. 医療法人は実質的に非営利ではないのでは
- II. 株式会社でも公益性の高い事業を実施できるのでは
- III. 株式会社は株主という経営をチェックする機能が担保されているのでは
- IV. 信頼が重要な株式会社は透明性のある経営ができるのでは
- V. 直接金融により安定した経営が可能では

【医療法人制度改革の基本的な方向性】

I. 非営利性の徹底、II. 公益性の確立、III. 効率性の向上、IV. 透明性の確保、V. 安定した医業経営の実現

- 一. 公益性の高い医療を提供する競争力のある医療法人の実現
- 二. 住民が支える医療法人制度への改革による医業経営の安定化の実現
- 三. 限られた医療資源の効率的な活用による住民の利便性の向上と負担の抑制

【平成18年の医療制度改革へ（検討）】